

熱海市 下水道法に基づく特定事業場名簿

本名簿を閲覧する際は、以下の注意事項をご確認いただき、同意の上ご利用ください。

【注意事項】

1. 本名簿は、令和5年12月25日現在、下水道法に基づき特定施設を設置する工場及び事業場から届出された特定事業場の事業場名、所在地、特定事業場の種類について、作成したものです。
2. 名簿の作成には万全を期していますが、届出書記載事項と異なる場合には、届出書の内容を優先しております。
3. 届出の遅延等により、一覧表に掲載されていない場合や、既に廃止された事業場が掲載されている場合がございます。
4. 本名簿の利用には、細心の注意を払ってください。本名簿の利用により生じた損害等について熱海市は一切の責任を負いません。
5. 水質汚濁防止法に定める有害物質使用の有無については、静岡県が公表する水質汚濁防止法特定事業場等名簿をご確認ください。
6. 本名簿は、個々の土地についての土壌汚染の有無を表したものではありません。

熱海市 下水道法に基づく特定事業場名簿

	受付年月日	特定施設の 種類(※)	事業所の名称	事業所の所在地
	番号			
1	S52.5.23	66-2 (現在66-3)	山木旅館	中央町14-9
2	S52.5.23	66-2 (現在66-3)	かすみ荘	咲見町4-6
3	S52.5.23	66-2 (現在66-3)	ニューフジヤホテル	銀座町1-16
4	S52.5.23	66-2 (現在66-3)	金城館	昭和町10-33
5	S52.5.23	66-2 (現在66-3)	貫一ホテル	東海岸町1-2
6	S52.5.23	66-2 (現在66-3)	三平荘	水口町1-7
7	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	熱海後樂園	和田浜南町10-1
8	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	大野屋本店	和田浜南町3-9
9	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	立花旅館	昭和町5-13
10	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	新かど旅館	小嵐町14-8
11	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	南明ホテル	咲見町8-3
12	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	志ほみや旅館	春日町1-2
13	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	大観荘	林ガ丘町7-1
14	S52.5.25	66-2 (現在66-3)	ホテルニューアカオ	熱海市 熱海1993-250
15	S52.5.27	66-2 (現在66-3)	稲元別館	東海岸町3-23
16	S52.5.27	66-2 (現在66-3)	古屋旅館	東海岸町5-24
17	S52.5.27	66-2 (現在66-3)	ホテルいしい	東海岸町1-8
18	S52.5.27	66-2 (現在66-3)	桜家旅館	東海岸町9-11
19	S52.5.27	66-2 (現在66-3)	日本郵政(株) かんぼの宿 熱海	水口町2-12-3
20	S53.8.23 No.100	66-2 (現在66-3)	金楽旅館	上宿町5-26
21	S53.9.27	66-2 (現在66-3)	中野区立 来宮中野荘	西山町17-60
22	S56.1.7	66-2 (現在66-3)	熱海ウィスタリアンホテル	東海岸町14-21
23	S58.2.17 No.23	66-2 (現在66-3)	熱海旅館ふふ	水口町11-47
24	H19.10.19 No.168	66-2 (現在66-3)	うたゆの宿 熱海四季ホテル	梅園町21-7
25	H20.6.26 No.61	66-2 (現在66-3)	ウオミサキホテル	和田浜南町7-2
26	H20.10.17 No.130	66-2 (現在66-3)	四季倶楽部 シオン熱海	小嵐町9-17
27	H21.11.18 No.336	66-2 (現在66-3)	界 熱海	伊豆山750-6
28	H24.5.31 No.139-1	66-2 (現在66-3)	国際医療福祉大学熱海病院	東海岸町13-1
29	H27.6.18 No.178-3	68-2	東京都市町村職員共済組合保養所 シーサイドいづたが	上多賀12
30	R4.9.9	66-3	(仮称)熱海伊豆山プロジェクト	伊豆山字630番1

※特定施設の種類 66-2について

平成24年5月23日に、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、それぞれ平成24年5月25日より施行されました。

本名簿に掲載されている「66-2」については法改正以前の特定施設番号を記載しており、「旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。))の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの。

イ ちゅう房施設

ロ 洗濯施設

ハ 入浴施設」を指しています。

平成24年5月25日の法改正以降、上記に該当する施設の特定施設番号は「66-3」となっておりますので、ご注意ください。